

出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	星吉郎	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員(1名)

10番	佐々木守	君
-----	------	---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	平間春雄	君
会計管理者	松崎守	君
総務課長	水戸敏見	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	武山昭彦	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	佐藤富男	君
健康推進課長	宮城利郎	君
福祉課長	駒板公一	君
子ども家庭課長	永井裕	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	大場勝郎 君
商工観光課長	小池洋一 君
都市建設課長	加藤秀典 君
上下水道課長	平間広道 君
槻木事務所長	馬場敏雄 君
危機管理監	小玉 敏 君
地域再生対策監	小笠原 幸一 君
公共工事検査監	鎌田和夫 君
税収納対策監	伊藤良昭 君
災害復興対策監	畑山義彦 君

教育委員会部局

教 育 長	阿部次男 君
教育総務課長	笠松洋二 君
生涯学習課長	相原健一 君

その他の部局

代表監査委員	中山政喜 君
--------	--------

事務局職員出席者

議会事務局長	長谷川 敏
主任主査	太田健博

議事日程 (第1号)

平成25年4月25日(木曜日) 午前9時30分 再開

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町一般会計補正予算)
- 第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算)
- 第 5 議案第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算)

- 第 6 議案第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算)
- 第 7 議案第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第 8 議案第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町町税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 議案第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)
- 第10 議案第 9号 財産の処分について
- 第11 議案第10号 平成25年度柴田町一般会計補正予算
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再開

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成25年度柴田町議会4月第2回会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が10番佐々木守君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において3番吉田和夫君、4番秋本好則君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、本臨時会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

次の日程に入る前に、申し上げます。これから議案第2号から議案第10号までを審議いたしますが、広沢議員については自席着席での質疑、討論を許可いたします。

また、これらの採決は起立により行いますが、広沢議員については挙手をもって起立とみなします。

以上のとおり議事を進行いたしますので、ご承知願います。

日程第3 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度柴田町一般会計補正予算)

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第2号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町一般会計補正予算は、先般開かれまして第1回定例会の後に、町税や地方交付税、国県支出金などの歳入が確定したことや、歳出においては特別会計繰出金の確定、民生費、土木費、教育費等の各事務事業費の精算によるものであり、歳入歳出とも1億7,529万6,000円の減額補正となりました。この減額補正によります補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ142億578万2,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度柴田町一般会計補正予算）の詳細説明を申し上げます。

3ページをお開き願います。

専決処分書になります。専決処分の日付は、平成25年3月29日になります。

5ページをお開き願います。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由でも申し上げましたが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,529万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億578万2,000円とするものです。

12ページになります。

第2表繰越明許費補正になります。これは、専決いたしました予算補正に伴う繰越事業費の額の変更となります。さらに今回、歳入歳出の箇所でも説明をいたしますが、土木費の上から2段目の事業名、一般町道維持管理費と、その3段下の町営住宅建設事業の名称をそれぞれ防

災・安全社会資本整備交付金事業に変更するものです。

13ページになります。

第3表地方債補正となります。これは、事業費の増減により限度額の変更となります。

16ページから、歳入歳出の事項別明細となります。歳入歳出とも補助事業等の決定見込み、額の確定による補正となりますので、主要なものを中心として説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

16ページになります。

歳入となります。

1款1項町民税から、次のページの5項都市計画税までの町税は、現年度課税分と滞納繰越分の補正額を合わせますと1億5,700万円を超えます大きな補正増額となります。特に町民税の中の法人町民税は、業績好調な企業の申告納付やリーマンショック以降の業績の回復などの要因により8,293万9,000円の増額補正となりましたが、12月の定例議会に7,000万円、2月の定例議会で8,000万円の補正を行っておりましたので、今回の補正と合わせますと平成24年度の当初予算に比べまして2億3,200万円を超える大きな補正となりました。

また、町たばこ税も1,130万円の増額補正となりましたが、健康増進法の推進によりたばこ税の減収を見込んでおりましたが、平成23年度の決算に比べましても152万円の増収となっております。

17ページが一番下になります。1項地方揮発油譲与税から、次のページの3項地方道路譲与税までと、次の3款1項利子割交付金から、次の19ページが一番下になります交通安全対策特別交付金まで、国、県からの譲与税と交付金の額の確定によるものです。

19ページの下から2つ目、地方交付税につきましては、今回確定いたしました補正額1億3,681万5,000円を増額して27億9,680万7,000円となりましたが、この内訳といたしましては普通交付税が25億940万円、特別交付税が1億9,107万1,000円、震災復興特別交付税が9,633万6,000円となります。震災復興特別交付税は、震災復興事業の国庫補助を除く町負担分に見合う額として、災害起債となるものに対して財源として充当されることとなり、特別交付税として交付措置されているものであります。

25ページの上の3目衛生費県補助金の4節災害等廃棄物処理基金補助金1,722万4,000円につきましては、災害で被害のありました町民体育館の解体処理と、一般家屋の屋根瓦等の瓦れき処理に係る補助金の確定によるものであります。

次の26ページの真ん中になります。

17款2項1目1節土地売払収入507万6,000円につきましては、未利用の町有地3件分の売却になります。

同じページが一番下になります。19款繰入金につきましては、4億1,706万2,000円を減額し、財政調整基金に3億4,706万2,000円、町債等管理基金に7,000万円の戻し入れを行っているところであります。これにより、平成24年度中にこの2つの基金から取り崩し、一般会計に繰り入れておりました全額をこの2つの基金に戻し入れ、さらに後ほど歳出でご説明をいたしますが、財政調整基金に4,588万8,000円の積み立てを行っているところであります。

今回、この補正によりまして、平成24年度末の専決処分の段階でありますが、財政調整基金の総額は11億4,599万円、町債等管理基金の総額は1億9,799万円となり、この2つの基金の総額は13億4,398万円の規模となります。ただし、25年度の当初予算で財政調整基金2億2,000万円、町債等管理基金2,449万8,000円を取り崩して予算編成をしておりますので、4月1日の予算ベースでは財政調整基金が9億2,599万円、町債等管理基金が1億7,349万円の規模となり、2つの基金の現在高は10億9,900万円の規模となります。これを平成24年度当初と比較いたしますと、24年度は9億4,100万円でしたので、1億5,800万円ほどの増額となり、基金の水準としては若干ではありますがよい方向に推移していると思われまます。これは、町税、地方交付税等の伸びに加え、震災等により国、県の手厚い補助金や交付金を受け、これらを一般財源に充当し、一般財源の支出を抑えたことなどから、これらを利用した成果というふうに理解しているところであります。

27ページ中段の21款3項5目災害援助資金貸付金元金収入150万円につきましては、貸付者から一部繰り上げ償還があったことから計上したものであります。

28ページになります。

中段、21款5項1目教育費受託事業収入95万4,000円の減は、村田町から受託しております学校給食賄材料費の額の確定によるものです。

その下の22款町債になります。2目土木債の2節公共住宅整備事業債3,540万円の減は、内訳といたしまして北船岡町営住宅2号棟新築工事業費の確定による890万円の減と、一部事業の国の補助名が確定したことから、次のページの同じく土木債の7節防災・安全社会資本整備事業債へ組み入れたものが2,650万円となります。

戻りまして、28ページが一番下、5節市街地整備総合交付金事業債180万円の増は、（仮称）さくら連絡橋事業の起債額の確定によるものであります。

29ページになります。

4目教育債2,200万円の減は、槻木中学校の新築工事が完了したことによるものであります。

その下、5目災害復旧事業債4,310万円の減は、災害等廃棄物処理事業費と土木施設災害復旧事業費の額の確定による減額となります。

これより歳出についての説明をいたします。

30ページからが歳出となります。

32ページをお開き願います。

6目基金管理費4,588万8,000円の増は、先ほど歳入でも申し上げましたが財政調整基金への積立金となります。

34ページになります。

一番下の2目町議会議員一般選挙費につきましては、3月24日に投開票が執行されました選挙費の額の確定により、354万3,000円を減額するものであります。

39ページ、3款民生費2項1目13節委託料258万7,000円の減は、柴田児童館改修実施設計委託料と、(仮称)こども総合センター設計調査委託料の額の変更により、請差を減額するものであります。

41ページになります。

下段の4款衛生費から49ページ上段の7款商工費までは、事業の決定見込みや額の確定による補正となります。

50ページの8款土木費になります。2目道路維持費の右の説明欄の事業内訳で、一般町道維持管理費が3億3,250万円の減額で、その下の防災・安全社会資本整備交付金事業が同額の増額となっておりますが、国の補助事業名称の変更のみで、該当する事業の内容についての変更はございません。

52ページになります。

一番上の3目28節公共下水道事業特別会計繰出金1,775万4,000円の減は、事業確定による精算によるものであります。

次の53ページになります。

2目住宅建設費の右の説明欄の事業内訳で、歳入の町債でも説明をいたしておりますけれども、町営住宅建設事業5,865万1,000円の減額に対し、防災・安全社会資本整備交付金事業5,350万円の増額となっておりますが、国の補助事業名称の変更のみで、該当する事業内容に変更はございません。この事業の請差につきましては、15節工事請負費、22節補償補填及び賠

償金の確定による減額分で、北船岡町営住宅2号棟新築工事等の完了による確定によるものがあります。

55ページ、10款教育費になります。

55ページの上段の15節工事請負費2,184万3,000円の減、その下の18節備品購入費48万2,000円の減は、いずれも槻木中学校校舎改築等に伴う額の確定によるものであります。

60ページの上段になります。

土木施設災害復旧費511万3,000円の減は、災害復旧業務に伴う設計業務委託料の額の確定によるものであります。

以上、専決処分いたしました補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は、繰越明許費補正、地方債補正を含め総括と歳入を一括質疑といたします。款1 議会費30ページから款5 労働費44ページまで、款6 農林水産業費45ページから款12 公債費60ページまでといたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、繰越明許費補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で歳入の質疑を終わります。

次に、歳出に入ります。30ページの議会費から44ページの労働費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

31ページの2 企画管理費の19 負担金補助及び交付金の中のデマンド交通運行事業補助金がマイナスとなっておりますが、詳細説明をお願いします。

それから、32ページ、上から4行目、負担金補助及び交付金の地域計画策定事業補助、コミュニティ助成交付金がマイナスとなっておりますが、各行政区、地域計画はどの程度進んだのでしょうか。

それから、34ページの一番下、町議会議員一般選挙費が載っておりますが、開票の時間と要した職員数はどのくらいだったのか、それは目標に対してどうだったのかお聞きします。

それから、今回ポスター掲示場設置が何カ所か減っていましたが、減らした理由と、苦情は来っていないのかどうか。

それから、14使用料及び賃借料の車借上料は広報車のことなのかどうか。広報車が今回余り回ってこなかったと聞いているんですが、どの程度回したのか伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、地域再生対策監。

○地域再生対策監（小笠原幸一君） それでは、デマンドタクシーの実績報告についてご説明申し上げます。

2月補正の段階では、町補助金1,777万2,000円ということで、2月補正をさせていただきました。それで、その実績が今回報告書ということで上がりまして、結果的には運賃収入で、要は2月の補正段階に比べて21万円の増額と、あとは歳出面で一応58万7,000円の減額ということで、合わせまして79万7,000円の町の補助金が要らなくなったというか、そういうことで今回79万7,000円を減額させていただいたという内容でございます。

○議長（加藤克明君） まちづくり課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、引き続きまして地域計画の進行状況というようなところでご説明申し上げます。

4月20日現在で、24の行政区が計画を策定済みです。11の行政区がただいま策定中ということで、8行政区が未着手というようなことの現況を把握しております。以上です。

○議長（加藤克明君） 選挙については、総務課。

○総務課長（水戸敏見君） 町議会議員の選挙の状況です。今回から自動読み取り機を導入いたしました。分類の終了については、36分という短い時間で終わったんですが、立会人の検査のほうやっぱり依然長くかかりまして、終了については10時30分までかかりました。これについては、次回の検討事項として立会人さんたちの検査の内容についてももう一度協議したいなというふうに考えています。

人数については115人、以前よりは少し減っております。特に、投票事務と開票事務は全員当たっていたんですが、今回からは開票事務については機械の導入もありまして、減らしております。投票だけの従事者で、開票は当たらないという職員もふえております。人数については115人が当たりました。

ポスターについては、今回減らしたんですが、実は98カ所あったんですが、事前設置してあるポスター掲示箇所が風で倒れたところがありまして、原則的には減らす必要はなかったんですが、1投票区の中に2つ3つあるところについては選挙管理委員会の承認を得まして必要な数に減らしたという、風が当たって倒れそうなどころについては危険回避の意味から減らしたところがあります。特に苦情はございませんでした。

広報車は、土曜日、日曜日の広報のために車の借り上げを行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

○15番（白内恵美子君） 再質問ではなくて、ではこの広報車は何回、前回よりは少なかったんじゃないですか。これは再質問じゃないですよ。答弁漏れです。

○議長（加藤克明君） 総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） 特に回数、土曜日、日曜日に広報をかけておりますので、回数については同じです。金額について減ったということについては、別に台数が減ったわけではございません。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） デマンドタクシーについては、それでは順調だというふうに考えてよろしいわけですね。町に戻ってきたのですから。はい。これからに期待しています。

それから、地域計画策定なんですけれども、8行政区が未着手ということは、今後どのようにするお考えなのでしょうか。それから、策定中のところはそうするといつごろまでを見越しているのでしょうか。皆さんかなり苦勞していたようなんですけれども、その行政区との話し合いというのはどのようになっているのでしょうか。

それから、町議会議員選挙のポスター掲示場のことなんですけれども、先ほど風で倒れたところを減らしたということだったんですけども、例えば今回私が苦情を何件も聞いたのは、西船迫四丁目がポスター掲示なされてなかったんですよ。それで、「どこで見ればいいんだ」というふうにかなり言われました。それで、その後選挙管理委員会にもお話ししたんですけども、その掲示場というのをどういう基準で選んでいるのか、それをもう少し明確にすべきじゃないかなと思いました。

それから、広報車については台数は同じだったというふうに今答弁はあったんですけども、今回聞かなかったという人が多かったのは……、窓を閉めていたせいなのかと思うんですけども、どうなんでしょうか。回数としては、本当に同じ地区を何回も回っていたと思うんですが、きちんと回ったんでしょうか。

もう一つ。さっき開票の目標についてはどのような目標を立てて、どこまで実施できたのか。一応特に時間や人数については目標を立てていたと思うんですが、それについて伺います。

○議長（加藤克明君） デマンドに関しては回答要らないですよ。（「はい」の声あり）

それでは、答弁を求めます。まちづくり課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、地域計画について3点ほどありました。未着手の8行政区についてどうするのかということなのですが、実は昨日も行政区長さんの会議を開催させていただきました。できるだけこれについては同じルールの中でつくっていただくような形で、これからもバックアップは十分にしていきたいというようにお話をしました。実際には、いろいろな事業費について地区の会費もさることながら、町の事業補助というようにこの意味合いもあります。ですから、大きな事業での支出をする前には、ある程度このような支援ができるような形で、計画を策定するような形で支援を今後とも進めたいというようにお話をさせていただきました。

それから、策定中のところはどうするかということなのですが、今後の策定の、もう既にしているところと同じなのですが、各行政区かなり汗をかいて今やっているところと、既に終わったところがあります。ただ、実際つくったところにおいても、これからどのような形で進めるかというようなものも迷っているところがあります。そういうようなところは、我々課員が土曜日曜関係なく役員会もしくはそちらの行政区の事業の中に入りながら、話を聞きながら進めたいというように、昨日もお話をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（加藤克明君） 選挙については、総務課長。

○総務課長（水戸敏見君） まず、ポスター掲示場ですが、これについては最低限投票区1カ所になります。ただ、1カ所だけでは当然足りないのです、人の集まる地域については何カ所か設定してあります。

29A区集会所の件だと思うんですけども、これは震災後の集会所の屋根の修繕の間、設置を取りやめていました。（「四丁目です」の声あり）四丁目ですか。四丁目は四丁目公園に設置……。次回の選挙では、西船迫の四丁目公園に設置予定をかけております。そういう声もありまして、四丁目公園のほうにふやすという計画にしております。

先ほど車の借上料と広報の話がありましたが、借上料については広報車そのものではなくて、準備のためのレンタカーですので、直接関係はありません。広報については、前回、前々回と同様の広報を行っているんですが、よく聞こえなかったという声があるのであれば、広報についてはもう少しゆっくり回るような手だてをしたいなというふうに思っています。

あと、目標時間なのですが、一応10時を目標時間にはしていたんですが、30分オーバーしました。今回については、読み取り機を初めて導入したものですから、その読み取り機の時間がどのくらいかかるのかという検証もありました。読み取り機のかかりの速度を確認いたしまし

たので、次回については立ち会いまで含めた全体の選挙時間について、前よりは短くするというふうに取り組みを進めたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、45ページの農林水産業費から60ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑がありませんので、歳出の質疑を終結いたします。

これをもって全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第2号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第4、議案第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第3号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険税、国県支出金、療養給付費交付金等の額の確定によるものでございます。

歳出につきましては、保険給付費の確定見込み等によるものであります。歳入歳出とも1億

9,965万円を増額補正し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億6,517万2,000円とするものであります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

67ページ、専決処分書になります。専決処分日は3月29日となります。

議案書69ページをお開きください。

平成24年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,965万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億6,517万2,000円とするものです。

76ページをごらんください。

歳入です。主に国税の収入実績と、国県支出金等の交付額の決定に伴う補正となります。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

初めに、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税5,613万9,000円の増、2目退職被保険者等国民健康保険税1,504万2,000円の増、次のページになりますが、合計で7,118万1,000円の増額補正ですが、これにつきましてはそれぞれ収入実績によるものです。

次に、3款1項1目療養給付費等負担金6,428万5,000円の増ですが、これは一般の被保険者の医療費分について国庫負担金として療養給付費等負担金から後期高齢者支援金分まで、いずれも交付決定による増額補正となります。

大変申しわけありません、6,428万6,000円です。

次に、3款2項1目財政調整交付金7,827万3,000円の増ですが、1節普通調整交付金で1,331万9,000円の減、財政調整交付金から老人保健医療費拠出金財政調整交付金まで、それぞれ交付決定による補正となります。

2節特別調整交付金につきましては、9,159万2,000円の増額補正となります。これにつきましては、特別な財政事情があった場合に交付されるもので、東日本大震災により医療費の一部負担金を免除したことに伴う交付決定額です。

次のページになります。78ページです。

4款1項1目療養給付費交付金1,729万9,000円の増ですが、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、退職者医療費分の交付決定による増額補正となります。

次に、6款2項1目財政調整交付金1,189万3,000円の減ですが、1節の1号交付金は療養給付費に対する県補助金として4,858万6,000円の減、2節の2号交付金は医療費適正化事業に対するもの、及び東日本大震災により医療費の一部負担金を免除したことに伴う県補助金として3,669万3,000円の増、それぞれ交付決定による補正となります。

次、79ページになります。

7款1項1目共同事業交付金1,614万8,000円の増、2目保険財政共同安定化事業交付金3,397万2,000円の減、合計で1,782万4,000円の減額補正ですが、いずれも交付決定によるものです。

9款1項1目一般会計繰入金407万2,000円の減ですが、これは町からの繰入金で、それぞれの事業確定による減額補正となります。

続いて、歳出です。81ページから85ページになりますが、ほとんどが補助金等の決定によるものと、事業実績に伴う補正の増減となりますので、主なものについてのみ説明をさせていただきます。

81ページです。

まず、1款1項1目一般管理費9節の旅費から3目医療費適正化特別対策事業費の13節委託料まで、それぞれ支出確定による減額補正となります。

次のページになります。

2款1項1目一般被保険者療養給付費2億753万5,000円の増ですが、これにつきましては国県支出金、国保税等の収入増分をこの課目に充当したものです。

2目退職被保険者等療養給付費3,266万7,000円の増ですが、これにつきましても支払基金からの交付金等の収入増分を充当しております。

それから、3目一般被保険者療養費から5目審査支払手数料までは、それぞれ事業確定によるものです。

次のページになります。

2款2項1目一般被保険者高額療養費1,858万6,000円の減、退職被保険者等高額療養費486万8,000円の減、合計で2,345万4,000円の減額補正となりますが、これは事業確定によるものです。

次の4項出産育児諸費1目出産育児一時金384万円の減、5項葬祭諸費1目葬祭費25万円の

減につきましても、それぞれの事業確定による減額補正となります。

次の84ページになります。

7款1項1目高額療養費共同事業医療費拠出金243万5,000円の減、2目保険財政共同安定化事業拠出金708万9,000円の減、合計で952万4,000円の減額補正につきましては、それぞれ事業確定による減額補正となります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第3号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日第程5 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第4号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算は、歳入につきましては阿武隈川下流域下水道維持管理負担金返還金の増額及び汚水管理費公共下水道建設費の額の確定に伴う一般会計繰入金の減額であります。

歳出につきましては、主に汚水管理費、公共下水道建設費事業費の確定によるものと一時借

入金利子の減額で、歳入歳出とも1,151万6,000円を減額補正するものであります。これにより、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ12億6,925万3,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（平間広道君） それでは、補足説明をさせていただきます。

89ページをお開き願います。

専決処分日は、平成25年3月29日に専決処分いたしました。

91ページをお開き願います。

平成24年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算であります。

第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,151万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億6,925万3,000円とするものでございます。

96ページをお開き願います。

歳入でございます。

4款1項1目他会計繰入金1,775万4,000円の減額補正につきましては、下水道事業の確定に伴う一般会計繰入金の減額となります。

6款3項1目雑入の623万8,000円の増額補正につきましては、平成23年度阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金の精算に基づく返還金でございます。

97ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項2目汚水管理費186万2,000円の減額補正につきましては、15節工事請負費の公共汚水柵設置工事の事業確定に伴う減額補正でございます。

2款1項1目公共下水道建設費260万円の減額補正につきましては、主に15節工事請負費の事業費確定による減額補正でございます。

98ページをお開き願います。

3款1項1目流域下水道費115万2,000円の減額補正につきましては、平成24年度の阿武隈川下流流域下水道事業受益者負担金の精算に伴う減額補正でございます。

4款1項1目下水道施設災害復旧費100万2,000円の減額補正につきましては、それぞれの事

業費確定による減額補正でございます。

5款1項2目利子465万2,000円の減額補正につきましては、地方債及び一時借り入れの利率が当初見込みよりも下回ったことによる減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第4号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第6 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第5号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算の内容は、歳入につきましては保険料の増額見込み、国及び支払基金の交付金の確定による増額並びに一般会計繰入金
の減額などが主なものであります。

歳出につきましては、事業費確定見込みによる一般管理費及び介護認定費の減額と予備費の増額で、歳入歳出とも1,381万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ22億5,276万5,000円とするものです。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（駒板公一君） それでは、詳細についてご説明申し上げます。

103ページをお開きください。

専決処分書です。3月29日付をもって専決処分を行っております。

次の105ページをお願いいたします。

平成24年度柴田町介護保険特別会計補正予算であります。

第1条関係ですが、歳入歳出それぞれ1,381万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,276万5,000円とするものです。

110ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。主な項目だけ説明させていただきます。

款1項1介護保険料目1第1号被保険者保険料の280万7,000円の増額補正は、第1号被保険者の保険料のそれぞれの確定見込みによるものであります。

款3項2国庫補助金目1調整交付金1,001万7,000円の増額補正、目3地域支援事業交付金（包括的支援・任意事業）16万1,000円の減額補正は、それぞれ国庫補助金の交付決定によるものであります。

111ページになります。

款4項1支払基金交付金目1介護給付費交付金291万3,000円の増は、支払基金交付金からの交付決定による増額補正であります。

款7項1一般会計繰入金目1介護給付費交付金161万1,000円の減は、歳出にもありますが介護認定費等の減額による事務費繰入金の減額補正であります。

目4その他一般会計繰入金20万4,000円の減は、同じく歳出にある臨時職員賃金の減による減額補正であります。

次の112ページをごらんいただきます。

歳出について説明いたします。ほとんどが事業や事務費の確定による補正の増減ですので、主な項目だけを説明いたします。

款1項1総務管理費目1一般管理費21万4,000円の減は、賃金の臨時職員の雇用期間の関係

によるものと、各種研修会等の負担金の支出がなかったことによる事業費確定による減額補正であります。

同じく項2徴収費目1賦課徴収費20万円の減は、過誤納還付金の確定による減額補正であります。

同じく項3介護認定費目1介護認定費140万円の減であります。主治医意見書作成料と認定調査委託料の事業費確定による減額補正であります。

次の113ページになります。

款4項1介護予防事業費目1二次予防事業費20万円の減であります。基本チェックリストの予想数の減などによる通信運搬費の確定による減額補正であります。

次の114ページになります。

款7項3諸支出金目1諸支出金6,000円の増ですが、災害特例給付金による震災減免の食事居住費で、介護給付費から支出した分の課目更正をするものであります。

款8項1予備費目1予備費の増額補正として1,582万1,000円を整理しておりますが、これについては歳入調整のため歳出予算計上額を予備費としたものでございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第5号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第7 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて

（平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算）

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第6号専決処分の承認を求めることについてを議題とい

たします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第6号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算の主な内容は、保険料収入額及び広域連合納付金の額の確定によるものでございます。歳入歳出とも140万8,000円を減額補正するものであります。補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億2,389万2,000円となります。

以上の補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書117ページになります。

専決処分書のとおり、専決処分日は3月29日となります。

119ページをお開きください。

平成24年度柴田町後期高齢者医療特別会計補正予算です。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,389万2,000円とするものです。

123ページをお開きください。

歳入です。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料14万2,000円の増、2 目普通徴収保険料173万9,000円の減、合計で159万7,000円の減額補正ですが、これにつきましては現年度分保険料及び滞納繰越分保険料収入の確定によるものです。

次に、5 款 2 項 1 目保険料還付金18万9,000円の増額ですが、保険料還付金の確定によるものです。

124ページをお開きください。

歳出になります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金135万1,000円の減額ですが、保険料の減額に伴って広域連合への納付金を減額するものです。

次に、3款1項1目保険料還付金5万7,000円の減額ですが、保険料過年度還付額の確定によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第6号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第8 議案第7号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町町税条例の一部を改正する条例）

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第7号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町町税条例の一部を改正する条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、柴田町町税条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものであります。

改正の主な内容は、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充、納税環境整備として地方税に係る延滞金の利率の引き下げなどを規定するものです。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第7号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は地方税法等の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、原則として平成25年4月1日から施行されることに伴い、今回町税条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容の主なものとしましては、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充に伴う改正と、納税環境整備としての町税に係る延滞金の利率の引き下げ、及び東日本大震災による復興支援税制に係るもので、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例などの規定の整備を行ったものであります。

議案書127ページをお開きください。

専決処分書です。専決年月日は平成25年3月30日です。

議案書129ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。

柴田町町税条例（昭和32年柴田町条例第56号）の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。今回の改正は、地方税法等の改正に伴う項ずれや号ずれによる改正が含まれておりますことから、主な改正条文等について改正後の欄により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

第34条の7、寄附金税額控除です。第2項中、平成23年に新たに創設された租税特別措置法第45条の5に規定する特定寄附、信託を含む寄附金税額控除の範囲を規定するものです。

第54条、固定資産税の納税義務者等です。第5項の土地改良事業の範囲の削除です。

次のページ、第131条、特別措置保有税の納税義務者等の第4項についても同様に、事業範囲の削除になります。

次に、附則の改正です。

131ページをお開きください。

第3条の2、延滞金の割合等の特例です。国税と同様に、現在の低金利の状況に合わせて、

延滞金利率を本則特例分とも租税特別措置法第93条第2項により告示される貸し出し約定平均金利を用いて算出する計算方法により利率を引き下げる改正です。

132ページ、第2項は法人町民税の納期限の延長の場合に、特例基準割合による延滞金とするもので、新たに規定するものです。

第4条につきましては、法令番号の追記及び特例期間から前条の第2項を適用する期間を除くことを明記するもので、以下は前条第2項の新設を受けた文言の整理を行うものです。

133ページです。

第4条の2につきましては、租税特別措置法第40条第10項の追加による引用条項の項ずれによる改正です。

第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間を4年間延長し、それぞれの期間を平成39年度、平成29年度に、また引用条項の項ずれによる改正をするものです。

134ページ、第7条の4についても、前の第34条の7第2項中同様に、寄附金税額控除の範囲を規定するものです。

第10条の2第2項については、引用条項の項ずれを改正し、新たに第3項として平成25年度から導入される地域決定型地方税特例措置による管理協定の対象となる備蓄倉庫への固定資産税の課税標準の特例割合を3分の2と規定するものです。

第19条及び135ページの第21条の2第3項につきましては、引用条項の条ずれ、項ずれによる改正です。

第26条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期間の延長の特例の第1項は、読みやすいように読みかえ部分を表にするとともに、いずれの条項が読みかえられているのかがわかりやすいように規定の整備を行ったものです。第2項は新設です。当該家屋に居住していた相続人が譲渡した場合においても、第1項で読みかえた譲渡所得の特例の適用を受けることができる旨を規定したものです。

138ページ、第3項は第2項の新設を受けて字句を修正するものです。

第27条は、引用条項の項ずれの改正です。

139ページになります。

改正条例の附則になります。

第1条は、施行期日の規定になります。この条例は、原則平成25年4月1日を施行期日としますが、ただし書き第1号に規定する条項は平成26年1月1日に、第2号に規定する条項は平

成27年1月1日とするものです。

第2条、延滞金に関する経過措置となります。改正後の附則第3条の2の規定は、平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用するものです。

第3条、町民税に関する経過措置となります。第1項では、改正後の附則第4条の2の規定は平成26年度以後の年度分の個人町民税について適用する旨、第2項では改正後の附則第26条の2第2項の規定は平成25年1月1日以後に行う土地の譲渡について適用する旨、第3項では改正後の附則第27条の規定は平成27年度以後の年度分の個人町民税について適用する旨をそれぞれ規定したものです。

第4条、固定資産税に関する経過措置になります。第1項では、改正後の規定は原則平成25年度以降の固定資産税に適用するものです。第2項は、改正後の附則第10条の2第3項の規定は平成25年4月1日以後に取得された管理協定に係る備蓄倉庫に対して課すべき平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用するものです。第3項は、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に係る耐震改修の契約が締結された場合の読みかえ規定です。

第5条、都市計画税に関する経過措置になります。第1項及び第2項は、前条の固定資産税の経過措置第1項、第2項の内容と同様となります。第3項では、都市計画税における課税標準の特例を適用する項の読みかえを規定したものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 税のことなので、ちょっと余りなじみのないことなんですけれども、これは町民の方に例えばこんなふうに変ったんだよというふうに周知をする方法はどんなふうを考えているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 改正内容の周知ということでございますが、一つは納税通知を差し上げたときに納税通知書に変更点等を記載するなどしたいと思っております。また、広報等で毎回各税目ごとの詳細を掲載する機会がありますので、改正点等がございましたらそれらにあわせて掲載させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 税のいろいろ納める納付回数というんですか、いろいろな回数によってあるわけなんですけれども、そのほかに固定資産税とか、いろいろあるわけですね。そのたびに封筒に入れて出すというようなことを考えていますか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。
- 税務課長（関場孝夫君） 一つは、各納税通知書を発送する際、それから年何回かはお知らせ版等で町税に対する周知を図る記事を掲載させていただきたいというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。（「ありません」の声あり）
- ほかに質疑ございませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。
- これより討論に入ります。討論ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。
- これより、議案第7号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。
- お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔賛成者起立〕
- 議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第9 議案第8号 専決処分の承認を求めることについて

（柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

- 議長（加藤克明君） 日程第9、議案第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

- 町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第8号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、平成25年3月30日に公布されたことに伴い、条例の一部改正を行い、同日付で専決処分したものでございます。

改正の内容は、「みやぎものづくり産業集積形成基本計画」に該当する事業者に対して、固定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものでございます。

以上、条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第8号柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、今般柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の専決処分を行い、承認をお願いするものです。

改正内容は、「みやぎものづくり産業集積形成基本計画」に該当する事業者に対して、固定資産税の課税免除に係る企業立地計画の同意の適用期限を延長するものであります。

議案書145ページをお開きください。

専決処分書です。専決処分年月日は、平成25年3月30日です。

議案書147ページをお開きください。

柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例です。

柴田町企業立地及び事業高度化を重点的に促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年柴田町条例第31号）の一部を改正する条例です。

改正前が右の欄に、改正後は左の欄になります。改正後の欄により説明させていただきます。

第2条、免除の条文中、「平成25年3月31日」を「平成26年3月31日」に改め、同意日の期限を1年間延長する改正です。

148ページをお開きください。

改正条例の附則になります。

この条例は、平成25年4月1日を施行期日とするものです。

以上、詳細説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。**

○16番（我妻弘国君） うちのほうの町に対象企業はあるのか。あれば、どのぐらいの税額を免除されるのか、お伺いしておきます。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 現在、町内では2つの企業が該当しております。平成24年度の減免額につきましては、5,090万円ほどになっております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。はい。

○16番（我妻弘国君） 2社と言われましたけれども、どここの会社なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） 町の主要な企業なんでありますが、（株）リコーさんと東北リコー（株）さんになります。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第8号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は承認することに決しました。

日程第10 議案第9号 財産の処分について

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第9号財産の処分についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第9号財産の処分についての提案理由を申し上げます。

今回提案する財産の処分は、東船迫二丁目地内の町有地売却に伴うものでございます。相手方であるみやぎ生活協同組合と協議してまいりましたが、このたび合意が得られ、1億600万円で土地売買仮契約を4月18日に締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 議案第9号財産の処分について、詳細説明を申し上げます。

149ページをごらんください。

当初、（仮称）船迫第二小学校用地として用地取得していた土地の処分案件となります。4月18日に土地売買契約に関する仮契約を締結していることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分いたします財産についての説明をいたします。

処分する財産、土地の所在地は、柴田町東船迫二丁目17番地の土地であります。地目は宅地、面積は6,427.41平方メートル、坪換算いたしますと1,944.29坪になります。

お渡ししております図面、議案第9号関係資料をごらんいただきたいと思っております。

位置といたしまして、国道4号バイパス沿いの柴田高校前交差点近くの土地になりますが、地域福祉センターの背後地になります。近接する土地の状況といたしまして、国道4号と水路敷に含まれた三角形に近い不整形な土地になっております。

議案書に戻っていただきまして、売買契約の代金の金額は、不動産鑑定士の鑑定評価額をもとに協議を行い、契約金額は1億600万円、1平米当たりいたしますと1万6,500円、坪当たりいたしますと5万4,500円程度になるかと思っております。

売り払いの相手方といたしまして、仙台市泉区八乙女四丁目2番2号、みやぎ生活協同組合となりますが、町内の下名生にありますみやぎ生活協同組合の配送センターが手狭になったことから、この用地を取得し、配送センターを新たに建設する予定とのことであります。

この議会の議決をいただきますと、契約の効力を持つこととなり、契約金額の納入をもって所有権移転登記等の事務手続を行うこととなっております。

以上、財産の処分につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、小学校予定地ということで取得していたところを今度売るといことなんですが、最初の取得価格というのは幾らだったんでしょうか。町がこの小学校予定地ということでここを取得したときの価格ですね。

それから2点目は、売り払いの相手方が生協専務理事となっておりますが、これはなぜ代表理事でないんでしょうか。というか、この専務理事は代表権を持っている人なんんでしょうか。ちょっと確認の意味で聞きたいと思います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えしたいと思います。

価格につきましては、当初2億5,000万円程度で購入した経過になっております。

それから、契約の相手方、専務理事、代表権を持っている専務理事になっております。登記簿謄本で確認をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目についてなんですが、結局町としては何年間ここを遊休というか遊ばせていたというか、言い方は悪いんですが、寝かせていて、結局2億5,000万円を1億600万円ということは、単純に1億4,400万円損して売ることにしたということなんですかね。ちょっとまずそれが1点目です。

2点目は、細かいことにこだわるようですけども、例えば契約書にはどういう書き方をしたんでしょうか。みやぎ生活協同組合、普通は例えば代表理事何々とかですけども、専務理事が代表権を持つという、会社でいうとよく代表取締役専務という書き方はできますよね。協同組合の場合はこれどういう契約書に署名というか、したのかちょっと念のためにお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

平成2年のときの登記簿謄本を確認いたしますと、平成2年4月に柴田町と売買契約の登記がなされております。売買契約の日付は平成2年2月21日で、4月17日に登記がなされております。

それから、その当時（仮称）船迫第二小学校用地ということで用地の取得をしたということでありましてけれども、その当時は東船迫の区画整理もしくは新生町、若葉町の今のところでは

ね、入袋区画整理組合があったところの建築された子供たちの数をカウントして、そこに第二小学校用地、当時船迫の小学校はかなり手狭になってきておりましたので、そういうことで第二小学校を建設する予定だったと思われます。

契約の相手方につきましては、契約書がこのとおりになっておりますので、それから登記簿謄本等もつけて登記をすることになりますので、これをもって登記、契約できるということがあります。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。はい、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 例えばこの売り払い、金額ですね、1億600万円。鑑定士なんかの評価と。つまり、時価というか、今の土地の値段ではこれでやむを得なかったと。町としては2億5,000万円で平成2年ですか、今から11年ぐらい前ですか、もう1億幾ら損しても売らざるを得ないという、そういう認識で今回契約したということなのか、ちょっとそこですね。1億円以上損しても今売らざるを得ない、ようやく買い手がついたということでの今回のこういう取引になったのかどうか。

それと、くどいようですがけれども代表権があるという確認が登記簿謄本をつけることによってなんですかね。私からすると、この生活協同組合専務理事、宮本弘さんですか、これで契約ということで、この人が代表権があるということが確認できるんですかね。私は書類の契約書のどこかに代表権があるとかという……、町も顧問弁護士がいて、そこまで確認したのかわかりませんが、後のためにちょっとそこをもう一度確認してもらいたいと思うんですけれども。この生活協同組合専務理事宮本弘という署名だけで、その契約書が成立するかということなんです。代表権を持っているという、そのあれがなるのかどうかですね。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 価格のことなんですけれども、当初2億5,000万円程度という価格で求めているわけなんですけれども、当時は多分、ちょうど平成2年というバブルの最盛期だったかと思います。土地の神話というか、価格は絶対下がらないみたいなところもありましたし、それから区画整理をやったことでやっぱりどうしても町が取得しなければならないような土地で、そのところに体育館とかいろいろなものを建てるという構想があったかと思うので、そのような価格で、もしくは価格の下落というのはその当時は想定していなかったんだろうと思います。ただ、その後に価格の下落がありまして、不動産鑑定を入れましても、それ

から町の固定資産税の評価をいただいたところでもありますけれども、ほぼこれと同じような額になります。固定資産の評価のほうが低いので、0.7とか0.8で割り戻して、実売の実勢価格を求めることとなりますけれども、ほぼこれに近い価格で評価の算定がなされておりますので、今回この価格で売るといのは私からすればほぼ妥当な金額なのかなと。そのところで価格の下落は確かにありますけれども、今現在の推移としては妥当なものと考えております。

それから、不動産登記をするときには、個人の方であれば住民票とか戸籍とかをつけて、本人を確認して登記申請するんですけれども、法人の場合には資格証明書といたしまして、会社の登記簿謄本を添付することで登記ができますので、確認させていただいて、そこでそれを添付してやりますので、間違いなく所有権移転登記ができます。

以上です。

補足いたします。専務理事の前にもう代表理事専務理事という表記がされておりますので、間違いなく登記できると思います。

○議長（加藤克明君） 次に、4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。2点ほど質問させてください。

この場所について、都市計画のほうを調べますと第1種住居地域になっていると思います。その部分について、配送センターについて問題はないのかという点が1点。

それと、周辺が住居地域になっているんですが、大型車が通ることによって周辺の住環境をどのように侵してくるか、それについて町のほうとしては配慮はあったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） 用途につきましては、規制の枠の中ということで問題なしと考えております。

それから、大型車の通行につきましても、国道4号から出入りしたり、それから仙台に向かうためには細い道路のほうを通らなければならないんですけれども、それにつきましても協議して、進めているところであります。

以上です。

○議長（加藤克明君） はい、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 済みません。ここのところを私もよく通るんですけれども、信号が近いものですから、非常に混み合うところなんですね。そういったところで、周辺の方々に迷惑になるような工事、行為があると大変だと思いますので、その辺だけひとつ念押しをお願いした

いと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） その辺は、みやぎ生活協同組合のほうと、もしくは工事業者のほうと綿密に協議を進めさせていただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） この件については関係ないんですけども、2億5,000万円が1億600万円ですか、かなり値下がりしております。町なかに、町がどうしても買わざるを得ない土地で買ったものがあるんですけども、道路になったりなんかして使い勝手が非常に悪い土地がいっぱいありますね。あれを今から買った値段で例えば購入してくださいと隣近所の人に言っても、それはなかなかこんなような値段がつくんでは買わないと思うんですよ。これを、相手方もあるんですけども、こういう土地、こういう価格になりますよと、やっぱり今から要らない土地は、未利用地というんですか、未使用地、そういうのはやっぱりどんどん処分して、側溝とかに使っていただければいいなど、こう思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

先ほど専決処分で土地の売り払いの件が3件ございましたけれども、このうちの2件は例えば新栄通をつくったときの余剰地、道路になったほかに住宅としてその方が持っていてもう意味がないような土地を続けて買っていますので、その残地があります。それから、西船迫住宅団地の中のそのような同じような余剰地を今回払い下げしているわけですけども、町が持っていて利用価値のないものにつきましては、今後ともそのような、皆さんに使っていただいて有効利用できる、そして固定資産税に反映できて税金につながるような売り方をしていきたいと思います。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。はい、どうぞ。

○16番（我妻弘国君） 大変にいい考えだと思うんですけども、一般の町民の方々に「こういう土地がありますから買ってください」と、そういうのをある程度周知していかないとなかなか進まないんじゃないかと、こう思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） お答えいたします。

これまでも広報紙、ホームページを使いまして、土地の売却については広報して皆さんに

買っていただくように努めているところでありますけれども、例えば近接するさつきみみたいな
余剰地につきましては、隣の方しか使えないということであれば、その方に粘り強く交渉しな
がら、買っていただいて有効利用を図っていただきたいというお願いをしているところであり
ます。以上です。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第9号財産の処分についての採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 平成25年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第10号平成25年度柴田町一般会計補正予算を議題といた
します。

町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第10号平成25年度柴田町一般会計補
正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、（仮称）船迫こどもセンター新築事業で使用する伐採した町内産木材の品質
低下を防ぐため、梅雨前に加工する必要があることから、関連経費を措置するほか、歳入にお
いては、当該こどもセンターの実施設計に係る県補助金の内示があったことによるものでござ
います。これによります補正額は1,980万円の増額となり、補正後の予算総額は111億735万
8,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお
願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（武山昭彦君） それでは、議案第10号平成25年度柴田町一般会計補正予算についての詳細説明を申し上げます。

151ページをお開きください。

平成25年度柴田町一般会計補正予算です。

今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ1,980万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ111億735万8,000円とするものであります。

154ページになります。

これより歳入歳出の事項別明細となります。

歳入です。

上段の2項県補助金の農林水産業費県補助金の補正額600万円は、（仮称）船迫こどもセンター新築事業の実施設計に係る補助金として、宮城県より森林整備加速化・林業再生事業補助金の内示決定を受けたことから、予算措置するものであります。

その下、1項繰入金の基金繰入金1,380万円の補正額は、財政調整基金から一般会計へ補正財源として繰り入れを行うものであります。これにより、財政調整基金の残高は9億1,219万3,000円となり、町債等管理基金と合わせました基金残高は10億8,568万9,000円となります。

次の155ページ、歳出です。

上段の2項児童福祉総務費は、先ほどの歳入の県補助金の決定を受け、財源の組み替えを行うものであります。

下段の2項林業費の町有林管理費1,980万円は、平成24年度予算といたしまして後に平成25年度に事故繰越事業としておりました（仮称）船迫こどもセンター新築事業に使用するため、町有林の伐採を行っておりました木材につきまして、品質低下を防ぐために梅雨入り前に搬出を行い、乾燥、製材等に至る業務が必要となることから、それに伴う委託料を措置するものであります。

以上、補正予算につきましての詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**歳入歳出一括といたします。ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 秋本です。

ちょっとこの材料について、155ページなんですけど、補正前が297万円に対して1,980万円がプラスされたと。その298万円と補正額が随分違うんですけど、その中身について教えていただきたい。

それともう1点。梅雨前に加工するという事なんですけど、どのような材料を確保して、どういうふうにするのか、その中身について、構造その他について全部精査されているのかどうか、どのくらいの割合で構造材を持っていくのか、その辺を教えてください。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 1点目についてなんですけれども、今回1,980万円の（仮称）船迫こどもセンター木材加工業務委託料については新規のもので、この297万6,000円というのは町有林の管理費ということで、別な予算の中身になっています。

それから、2点目の内容なんですけれども、こどもセンター用に原木伐採で400立米を町有林から伐採します。杉を伐採いたします。そして、3月8日に木材伐採の委託をしております。5月15日までにそれが完了することになっています。それは原木の伐採のみで、今回の委託料はその後の玉切り、運搬、製材、乾燥、そういうものが今後の予定の中に入ります。ただ、構造材ということで、今実施計画ができていないわけではなくて、建物のうちこの400立米を伐採した部分について使うと。ですから、建物の一部、大体今の想定でいうと3分の2くらいじゃないかなと。製材した後でそれくらいが使われるんじゃないかなと今のところ予定しています。実施計画ができて上がって、内容が決まるということになりますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問よろしいですか。はい、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 大変ありがとうございます。私が心配しているのは、まだその中身がよくわからないうちに材料を手配していて、それが無駄にならないかということなんです。だから、この辺を例えば原木のままやれば必ず割れますし、それを製材してやればそれもまた割れが出てきますし、狂いが出てきます。そういったところをどういうふうにも補正していくのか。お金をかけてそういうふうにも乾燥して維持するわけですから、それが無駄なく使われてくれればいいんですけども、逆にいうと無駄なものまでやってしまうんじゃないかということが心配なので、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） これは町の単独事業で、県の補助とはまた別なんです。単独事業でありまして、基本的にはこの事業は優良みやぎ材ということで、県の材木を使うと。ただ

し、この事業は町のこどもセンターということもありまして、町の材料を使った、そういうことを目的とした事業でもありまして、そういうことで内輪の中での材料、全部使うわけではなくて、そのようなことで考えております。なお、この製材した材料については、優良みやぎ材ということの検査も受けるようになります。ですから、いいものだけを使うということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（加藤克明君） 無駄になるのではないかということに対して。

○農政課長（大場勝郎君） 無駄の件なんですけれども、全部使いますので、ただ400立米と言いながら、大体見込みとして45%の180立米分が供給できる材料になるといいますか、400立米は枝まで入った木の容積ですから、製材した後は180立米くらいになるのではないかなと思っているんですけれども、全部使い切りたいと思っています。

○議長（加藤克明君） 再々質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

今の件なんです、全部使い切りたいということなんです、余った場合はこれは売却できるんですよね。その確認です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 余ったものについては、町のほうで売却できます。前回の観光物産交流館のときも、そのようなことをしています。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。

16番我妻弘国君。

○16番（我妻弘国君） 先ほどの答弁で、まだ実施計画ができていないということなので、ぜひひとつお願いがあるんですけれども、観光物産交流館が館山にできましたね。あのとき、議会ではもう少し、らしい、館山に合ったような建物を我々は想像したわけなんですけれども、時間がなかったということで、ああいう建物ができたんですね。今度はこどもセンターということなので、ぜひ夢のある建物に設計をお願いしたいということなんです。

それともう一つ。前に館山の物産館の材料を切って、その後に植林をしたわけです。今回もそのようなことを考えていらっしゃるならば、ぜひひとつ、私花粉で大変ひどいんですね。花粉の出ない杉が販売されているので、そういうものを今度植えていただきたいなと、こう思います。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。1点目、子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（永井 裕君） お答えいたします。

3月に一応基本計画のほうはほぼ大体固まりましたので、今回実施設計に入るわけですが、議員がおっしゃるようなアイデア等を要望しまして、特色ある建物にできる限りしたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目。農政課長。

○農政課長（大場勝郎君） 2点目なんですけれども、平成26年度に植林のほうは考えていきたいというふうに考えています。花粉の出ない杉については、ちょっと勉強させていただいて、検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問ございますか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号平成25年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（加藤克明君） 本臨時会議に付された事件は、全て終了いたしました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年度柴田町議会4月第2回会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

午前11時15分 休 会

上記会議の経過は、事務局長長谷川 敏が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年4月25日

議 長

署名議員 番

署名議員 番